

別表

交通費・宿泊費の負担区分

項目	対称事業名	支給対象者（出席者）	交通費の 給付負担団体	宿泊費の 給付負担団体	備 考
道 内 旅 費	理事会	会長（会長代理の副会長） 理事長(注1参照) 事務局長、事務局次長 各部長(注1参照)	北海道協会 (注2参照)	北海道協会 (宿泊が必要な 場合のみ) (注2参照)	単日会議 夜間会議 (注2参照)
		加盟団体理事	各団体	各団体	
	北海道ジュニア 選手権 北海道選手権 兼国スポ予選 北海道年齢別選 手権	会長、副会長、理事長、 競技委員長、審判長、 競技部員、審判部員	北海道協会	北海道協会 2泊(注3参照)	帯同役員制
		事務局長、事務局次長	北海道協会	北海道協会	
		ブロック部員 (競技部1名、審判部1名) 北海道協会招聘の役員	北海道協会 (注4参照)	北海道協会 (注4参照)	
主管団体招聘の役員	主管団体	主管団体			
北海道シャトル 競技会	理事長、事務局長(代理)、 シャトル事業部担当役員 (部長・部員)	北海道協会	北海道協会 (宿泊が必要な 場合のみ)	単日競技会	
道 外 旅 費	東日本協会総会	本協会が選出した(道代表) 東日本協会理事(1名)	北海道協会	北海道協会	
	東日本協会理事 会	本協会が選出した(道代表) 東日本協会理事(1名)	北海道協会	北海道協会	
	東日本協会常任 理事会	東日本協会理事会が選出し た常任理事	北海道協会	北海道協会	
	東日本協会普及 部長会議	本協会の普及指導部長又は シャトル事業部長(いずれ か1名)	北海道協会	北海道協会	
そ の 旅 費 他 の	道スポーツ協会 評議員会	本協会が選出した評議員	道スポーツ協会	給付不要	単日会議
	本会が認めた諸 会議・諸会合	本協会より選出・指名され た(本協会)代表者	北海道協会	北海道協会	(注5参照)

<注1> 加盟団体理事の場合は支払わない。

<注2> 大会と合わせて行う理事会では、帯同役員の場合及び道協会または主管団体等から役員招聘を受けて旅費等を支給されている場合は、重複支給は行わない。

<注3> 宿泊費の給付における2泊は競技委員長・審判長・競技委員長が必要不可欠と認めた部員のみとする。

<注4> ブロック部員は、大会開催地区の部員の参加が基本となるが、その部員が大会に参加できない場合は近隣地区から順に大会参加を要請することとする。

<注5> 諸会議・諸会合への出席者の選出(指名)に際し緊急を要する場合には、会長・副会長・理事長・事務局長により判断・決定される。